

（質問第一號）昭和二十二年六月二十三日配付

食生活安定に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年六月六日

市來乙彦

参議院議長 松平恒雄 殿

## 食生活ニ関スル質問主意書

國民大衆ノ生活安定ハ國家再建ノ第一要義デアル、中ニ就キ食生活ヲ安定セシムルコトハ「インフレーション」ノ禍ヲ免レシムル端緒デアリ今日ノ緊急要務デアル、之ガ爲メニハ從來ノ供出配給ノ不成績ヲ改善セネバナラヌ事ハ申スマデモナイ

就テハ今日当面ノ急ニ應ズベキ食生活安定ノ緊急方策トシテハ、綜合經濟政策ノ確立遂行ヲ俟タズ、先以テ主食糧並ニ副食糧ニ付テ之ヲ実行スベキデアル、即チ

一、主食糧タル米穀ニ付テモ副食糧タル蔬菜魚介等ニ付テモ、政府ハ其生産費ヲ低減セシムルニ努メ、生産材料等ニ関スル実情ヲモ斟酌シテ生産費ヲ算定シ、加フルニ生産者ヲシテ相當ノ利益ヲ得セシムルヲ旨トシ、生産者生産組合ガ之ヲ諒トシ責任ヲ以テ供出ニ努力スル程度ノ適當ナル供出價格ヲ公定スルコト

二、更ニ供出配給ニ関スル中間的費用ハ適度ニ之ヲ限定シテ配給價格ヲ公定スルコト

三、各地ノ自由市場(常置店舗ヲ含ム以下同ジ)ニ於ケル副食糧ノ販賣ヲ公認スルトセバ、前段ノ配給價格ニ準ジテ公定價格ヲ定メ、之ヲ店頭ニ揭示シ嚴守セシムルコト

各地ノ自由市場ノ地区ヲ管轄スル駐在所詰ノ警察官ヲシテ毎日市場ヲ巡視セシメ違反ナキ様嚴重ニ取締リヲ爲サシメ且ツ臨時ニ上級警察官ヲシテ巡檢セシメ違反者ニ對シテハ營業ヲ禁止シ重刑ヲ科スル等強力ナル制裁ヲ加フルコト

四、副食糧タル蔬菜魚介等ノ供出並ニ自由市場ニ於ケル其販賣ガ正當ノ規制ヲ踐ムノ一般常習ヲ馴致スルニ至ラバ、事宜ニ應ジ漸次公定價格ヲ引下グルコト

五、主食糧並ニ副食糧トモ闇買出シ闇持出シヲ嚴禁シ、間斷ナク徹底的ニ常時檢察ヲ行ヒ、全ク買出シ持出シヲ爲スノ間隙ナカラシムルヲ旨トシ、若シ違反アルトキハ闇物資ヲ沒收シ重刑ヲ科シ、一般ヲシテ慄然トシテ恐レヲ爲シ自然犯意ヲ根絶スルニ至ラシムルコト

六、食糧ニ附帶スル調味料薪炭等ニ付テモ亦以上ニ準ズルコト

七、警察官ノ不足ニ付テハ増員ヲ爲シ、待遇ヲ改善シテ良質者ヲ採用スルト共ニ現任者ノ品格向上ヲ図ルコト

以上ノ如クセバ一方ニハ水モ漏ラサヌ嚴重ナル取締リアリ他方ニハ出荷スレバ相当ノ利益ガ得ラレルノデアル、蔬菜ハ採取ノ時期ガアリ魚介類ハ腐敗ノ恐レガアル、勢ヒ供出スルカ市場ニ持込ムノ外ナイノデアル、之ニ依テ大衆ハ公定價格デ入手スルコトガ出來ルノデアル

元來食糧ニ關スル耐乏生活ノ爲メニハ闇取引ヲ根絶セシメ有ラユル食糧ヲ等シク大衆ニ入手セシメ、之ニ依テ現在食生活ノ大半ヲ闇物資ニ依存スル實情ヲ徹底的ニ改善スルコトガ必要條件デアル、政府ガ食生活ノ安定方策ニ付自信ヲ持ツナラバ斷乎トシテ之ヲ強行シ幾多ノ妨害ヲ絶對ニ排除スベキデアル、若シ然ラズトセバ終ニハ榮養失調飢餓其他各種ノ疾病等ノ爲メニ幾百万ノ犠牲者ヲ出ス様ナ慘憺タル世相ヲ出現スルデアロウ

就テハ

一、此緊急方策ニ付政府ノ御意見ヲ承リタイノデアリマス

二、此ノ如キ方策ヲ政府ニ於テ適當ナリト思考セラル、トセバ之ヲ漸行セラル、御意思ガアリマスカ

三、右ノ外今日当面ノ急ニ應ズベキ適當ナル具体的実行の緊急方策ガアルナラバ承リタイ

ノデアリマス

尙此問題ハ御互ニ研究ヲ要スル重要案件デアリマスカラ、何卒文書ヲ以テ御答弁下サル様御

願ヒ致シマス